

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

水産業協同組合法施行細則（昭和27年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>高知県水産業協同組合法施行細則</u></p> <p>（設立の認可の申請手続等）</p> <p>第2条 発起人は、<u>法第63条第1項（法第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第105条第4項）</u>において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項第5号に<u>掲げる設立経過報告書（次項の規定により提出するものを含む。）</u>には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 <u>漁業生産組合は、法第85条の2第4項の規定により組合の設立の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>（登記事項証明書の提出）</p> <p>第3条 組合は、<u>法第9条第1項</u>の規定により登記を完了したときは、2週間以内に当該登記に係る登記事項証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（監事等による総会及び総代会の招集の届出）</p> <p>第4条 <u>法第47条の3第2項（法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。）（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項）</u>において準用する場合を含む。）の規定により、監事が総会又は総代会の招集を通知したときは、直ちに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第34条の2第4項</u>に規定する経営管理委員設置組合</p>	<p style="text-align: center;"><u>水産業協同組合法施行細則</u></p> <p>（設立の認可申請）</p> <p>第2条 発起人は、<u>法第63条第1項（法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の8第4項）</u>において準用する場合を含む。）の規定により、設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 前項第5号の<u>設立経過報告書</u>には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>（登記事項証明書の提出）</p> <p>第3条 組合は、<u>法第101条から第112条までの規定</u>により登記を完了したときは、2週間以内に当該登記に係る登記事項証明書を知事に提出しなければならない。</p> <p>（監事等による総会及び総代会の招集の届出）</p> <p>第4条 <u>法第47条の4第2項（法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。）（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項）</u>において準用する場合を含む。）の規定により、監事が総会又は総代会の招集を通知したときは、直ちに次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第34条の2第3項</u>の経営管理委員を置く組合におい</p>

改正後	改正前
<p>(第7条第1項第1号において「<u>経営管理委員設置組合</u>」という。)において、<u>法第47条の3第3項</u>(法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。)(<u>法第92条第3項及び第105条第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、理事が総会又は総代会の招集を通知したときに準用する。</p> <p>(議決事項の届出)</p> <p>第5条 組合は、総会又は総代会において、次に掲げる事項を議決したときは、2週間以内にその議事録の謄本を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>事業の全部の譲渡、信用事業、法第11条第1項第5号若しくは第7号の事業</u>(これに附帯する事業を含む。)<u>若しくは法第15条の2第1項に規定する共済事業の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転</u>(その一部の移転にあっては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。)</p> <p>(6) <u>財産目録又は法第40条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>法第33条の2第1項に規定する規則等の制定若しくは設定、変更又は廃止</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(漁業の自営に関する届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合が、<u>第1項の届出に係る事業を廃止し、又は中止したときは、直ち</u></p>	<p>て、<u>法第47条の4第3項</u>(法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。)(<u>法第92条第3項及び第100条の8第3項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、理事が総会又は総代会の招集を通知したときに準用する。</p> <p>(議決事項の届出)</p> <p>第5条 組合は、総会又は総代会において、次に掲げる事項を議決したときは、2週間以内にその議事録の謄本を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>事業の全部の譲渡、信用事業若しくは法第11条第1項第5号、第7号若しくは第11号の事業</u>(これに附帯する事業を含む。)の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転(その一部の移転にあっては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。)</p> <p>(6) <u>貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告並びにこれらの附属明細書</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(9) <u>漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊魚規則の制定、変更又は廃止</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(漁業の自営に関する届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 組合が、<u>第1項の事業を廃止し、又は中止したときは、直ちにその旨を</u></p>

改正後	改正前
<p>にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(諸届)</p> <p>第7条 組合は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、2週間以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第42条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、役員(経営管理委員設置組合にあっては、理事を除く。次条において同じ。)の改選の請求を受けたとき。</p> <p>(2) 法第46条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、参事又は会計主任の解任の請求を受けたとき。</p> <p>(3) 法第47条の2第2項(法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。)(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、総会又は総代会の招集の請求を受けたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の就任及び退任の届出)</p> <p>第8条 組合は、役員を選挙又は選任(改選を含む。以下この項において同じ。)したときは、2週間以内に次に掲げる事項(漁業生産組合にあっては、第2号に掲げる事項を除く。)を記載した書面に選挙録又は選任録及び総会議事録又は総代会議事録(代表理事の選挙又は選任にあっては、理事会議事録)の謄本を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第34条第10項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及</p>	<p>知事に届け出なければならない。</p> <p>(諸届)</p> <p>第7条 組合は、次の各号のいずれかに該当する事項が発生したときは、2週間以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) 法第42条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、役員(法第34条の2第3項の経営管理委員を置く組合にあっては、理事を除く。次条において同じ。)の改選の請求を受けたとき。</p> <p>(2) 法第46条第1項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、参事又は会計主任の解任の請求を受けたとき。</p> <p>(3) 法第47条の3第2項(法第52条第6項の規定により総代会に準用する場合を含む。)(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、総会又は総代会の招集の請求を受けたとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(役員の就任及び退任の届出)</p> <p>第8条 組合は、役員を選挙又は選任(改選を含む。以下この項において同じ。)したときは、2週間以内に次に掲げる事項を記載した書面に選挙録又は選任録及び総会議事録又は総代会議事録(代表理事の選挙又は選任にあっては、理事会議事録)の謄本を添えて知事に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第34条第10項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、</p>

改正後	改正前
<p>び第105条第3項において準用する場合を含む。)に規定する組合員である資格事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款変更の認可申請等)</p> <p>第12条 <u>組合(漁業生産組合を除く。)</u>は、法第48条第2項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、定款変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 出資1口の金額を減少しようとするときは、<u>前項に規定する書類</u>のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第53条第2項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告に係る書面の写し</p> <p>(3) 法第54条第2項(法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続をしたときは、そのことを証する書類</p> <p>3 (略)</p> <p>4 出資最低持ち口数を引き上げようとするときは、<u>第1項に規定する書類</u>のほか、引上げ後の最低持ち口数に達しない全組合員の同意のあることを証する書類を添えなければならない。</p> <p>5 漁業及びこれに附帯する事業を営むことに係る定款変更の場合は、<u>第1項に規定する書類</u>のほか、法第17条に規定する条件を具備していることを証する書類を添えなければならない。</p>	<p>第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)に規定する組合員である資格事項</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款変更の認可申請)</p> <p>第12条 <u>組合は、法第48条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、定款変更の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 出資1口の金額を減少しようとするときは、<u>前項各号の書類</u>のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第53条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告に係る書面の写し</p> <p>(3) 法第54条第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定による手続をしたときは、そのことを証する書類</p> <p>3 (略)</p> <p>4 出資最低持ち口数を引き上げようとするときは、<u>第1項の書類</u>のほか、引上げ後の最低持ち口数に達しない全組合員の同意のあることを証する書類を添えなければならない。</p> <p>5 漁業及びこれに附帯する事業を営むことに係る定款変更の場合は、<u>第1項に掲げる書類</u>のほか、法第17条に規定する条件を具備していることを証する書類を添えなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>6 漁業生産組合は、法第84条の7第2項の規定により定款の変更の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、第2項から前項までに規定する場合は、それぞれ第2項から前項までに規定する書類を添えなければならない。</u></p> <p>(信用事業方法書の届出)</p> <p>第13条 貯金又は定期積金の受入れ事業を行う組合は、<u>法第11条の5</u>に規定する信用事業規程の設定に併せて、信用事業方法書を制定し、次に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(資源管理規程等の認可申請)</p> <p>第14条 組合は、<u>法第11条の3第1項</u>(法第92条第1項において準用する場合を含む。)、<u>第11条の5第1項</u>(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。)<u>又は第15条の2第1項</u>(法第96条第1項又は<u>第105条第1項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、資源管理規程、信用事業規程又は共済規程(以下この条において「資源管理規程等」という。)の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>法第11条の3第1項</u>(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の変更又は<u>法第11条の5第3項</u>(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第15条の2第2項(法第96条第1項又は第105条第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程若しくは共済規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、申請書に<u>次に掲げる書類</u></p>	<p>(信用事業方法書の届出)</p> <p>第13条 貯金又は定期積金の受入れ事業を行う組合は、<u>法第11条の4</u>に規定する信用事業規程の設定に併せて、信用事業方法書を制定し、次に掲げる書類を添えて知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(資源管理規程等の認可申請)</p> <p>第14条 組合は、<u>法第11条の2第1項</u>(法第92条第1項において準用する場合を含む。)、<u>第11条の4第1項</u>(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。)<u>又は第15条の2第1項</u>(法第96条第1項又は<u>第100条の8第1項</u>において準用する場合を含む。)の規定により、資源管理規程、信用事業規程又は共済規程(以下この条において「資源管理規程等」という。)の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 <u>法第11条の2第1項</u>(法第92条第1項において準用する場合を含む。)の規定による資源管理規程の変更又は<u>法第11条の4第3項</u>(法第92条第1項、第96条第1項又は第100条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第15条の2第2項(法第96条第1項又は第100条の8第1項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程若しくは共済規程の変更若しくは廃止の認可を受けようとするときは、申請書に<u>次に掲げる書</u></p>

改正後	改正前
<p>(<u>廃止の申請</u>にあつては、<u>第1号及び第2号に掲げる書類に限る。</u>)を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(解散の認可申請)</p> <p>第15条 <u>組合(漁業生産組合を除く。)</u>は、<u>法第68条第2項(法第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(自然解散の届出手続)</p> <p>第16条 <u>法第68条第6項(第96条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第85条の4第2項の規定による解散の届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</u></p> <p>(1) 組合員(准組合員を除く。)が、<u>漁業協同組合</u>にあつては20人(業種別組合にあつては、15人)未満に、<u>漁業生産組合</u>にあつては<u>3人</u>未満に、<u>水産加工業協同組合</u>にあつては15人未満に、<u>共済水産業協同組合連合会</u>にあつては1人になった年月日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(合併の認可申請等)</p> <p>第17条 <u>組合(漁業生産組合を除く。)</u>は、<u>法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p><u>類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、廃止の申請にあつては、第3号及び第4号に掲げる書類を添える必要はないものとする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(解散の認可申請)</p> <p>第15条 <u>組合は、法第68条第2項(法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>第91条第2項(法第100条第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(自然解散の届出)</p> <p>第16条 <u>法第68条第5項(法第86条第4項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定による解散の届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。</p> <p>(1) 組合員(准組合員を除く。)が、<u>漁業協同組合</u>にあつては20人(業種別組合にあつては、15人)未満に、<u>漁業生産組合</u>にあつては<u>7人</u>未満に、<u>水産加工業協同組合</u>にあつては15人未満に、<u>共済水産業協同組合連合会</u>にあつては1人になった年月日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(合併の認可申請)</p> <p>第17条 <u>組合は、法第69条第2項(法第86条第4項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 出資組合にあっては、法第69条第4項（法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第105条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を終了したことを証する書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 合併により組合を設立する場合は、<u>前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) 設立委員の略歴及び法第70条第1項（法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。）に規定する資格を証する書類</p> <p>(2) 役員の住所、氏名、略歴及び法第70条第2項（法第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第105条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第34条第10項本文に規定する資格を証する書類</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>3 漁業生産組合は法第85条の5第3項の規定により組合の合併の届出をしようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、第2項に規定する場合は、同項各号に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(定款その他の書類の備付け等)</p> <p>第19条 組合は、法第31条の2第2項（法第82条の2第2項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項及び第105条第2項において準用する場合を含む。）、第33条の2第1項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）、第39条第1項（法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。）並びに第40条第9項</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 出資組合にあっては、法第69条第4項（<u>法第86条第4項、</u>第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第53条並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を終了したことを証する書類</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 合併により組合を設立する場合は、<u>前項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) 設立委員の略歴及び法第70条第1項（<u>法第86条第4項、</u>第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）に規定する資格を証する書類</p> <p>(2) 役員の住所、氏名、略歴及び法第70条第2項（<u>法第86条第4項、</u>第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第34条第10項本文に規定する資格を証する書類</p> <p>(3) (略)</p> <p>(定款その他の書類の備付け等)</p> <p>第19条 組合は、法第31条の2第2項（法第82条の2第2項、第92条第2項、第96条第2項、第100条第2項及び<u>第100条の8第2項</u>において準用する場合を含む。）、第33条の2第1項（法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び<u>第100条の8第3項</u>において準用する場合を含む。）、第39条第1項（法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び<u>第100条の8第3項</u>において準用する場合を含む。）並びに第4</p>

改正後	改正前
<p>(<u>法第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。</u>)及び第50条の4第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第105条第3項において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、財務及び運営の状況を明らかにする帳簿を備えておき、事務を整理しなければならない。</p> <p>第20条 文書は、<u>次に掲げるもの</u>に分類し、整理しなければならない。 (1)～(9) (略)</p>	<p>0条第9項及び第50条の4第2項(法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の8第3項において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、財務及び運営の状況を明らかにする帳簿を備えておき、事務を整理しなければならない。</p> <p>第20条 文書は、<u>次のもの</u>に分類し、整理しなければならない。 (1)～(9) (略)</p>